



私たち労働組合の活動は**憲法で**
保障され、法律で認められている!!
不当労働行為は法律違反だ!!

私たち輸送サービス労組八王子地本は結成以降、会社が継続的に行っている加入阻止、脱退勧奨、悪宣伝、差別、利益誘導等の行為は、**労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為**であり断じて認めることができないことから、繰り返し団体交渉を開催し是正を求めてきましたが、**団体交渉では認識の一致がはかれず、対立で終了**しました。

したがって、これ以上の労使間の議論による自主解決を図ることは困難であるとの判断に至ったことから**「労使間の取扱いに関する協約」第69条**（下記参照）に基づき**東京都労働委員会へ不当労働行為救済申し立て**を行いました。

【労使間の取扱いに関する協約】

（あっせん、調停及び仲裁）

第69条 会社又は組合は、自主的解決の努力を尽くしてもなお解決をみないときは、労働委員会にあっせん又は調停を申請することができる。

なお、その際、申請者は前もって相手方に、書面によりその旨通知する。

2 前項によるも、解決できなかった場合には、会社及び組合は、双方合意のうえ労働委員会に仲裁を申請することができる。

東京都労働委員会へ

不当労働行為救済申し立て提出!

日々職場で繰り返される不当労働行為に対して

あらゆる不当労働行為を私たちは見逃さない、
許さない!! 今こそ組織の力で闘い抜こう!!